参考資料３

「千葉県発電ボイラー及びガスタービン等に係る窒素酸化物対策指導要綱」　新旧対照表

改正案	現　行
〔目的〕 第１条　この要綱は，千葉県(千葉市及び船橋市を除く)内の工場又は事業場に設置されるボイラー，ガスタービン，ディーゼル機関，ガス機関及びガソリン機関に係る窒素酸化物の排出抑制を指導することにより，窒素酸化物による大気汚染の防止に資することを目的とする。 〔対象施設〕 第２条　この要綱の対象施設は，工場又は事業場に設置される大気汚染防止法施行令(昭和43年政令第329号。以下「政令」という。)別表第1の1の項のボイラーのうち発電を目的として設置されるボイラー(以下「発電ボイラー」という。)及び別表第1の29の項から32の項に掲げるばい煙発生施設(専ら非常時において用いられるものを除く。以下「ガスタービン等」という。)とする。ただし，環境の保全に関する協定書第8条の規定による環境の保全に関する細目協定書を締結した工場に設置される施設は除く。 〔指導基準〕 第３条　発電ボイラー及びガスタービン等において発生し，排出口から大気中に排出される排出物に含まれる窒素酸化物の濃度の許容限度(以下「指導基準」という。)は，別表(1)に定めるとおりとする。 ２．前項の規定にかかわらず，発電事業者(電気事業法(昭和39年法律第170号)第2条第1項第15号に規定する発電事業者をいう。以下同じ。)が発電事業（電気事業法第2条第1項第14号に規定する発電事業をいう。以下同じ。)の用に供する発電ボイラー及びガスタービンの指導基準は，別表(2)に定めるとおりとする。 ３．第１項の規定にかかわらず，発電事業者が発電事業の用に供するディーゼル機関，ガス機関及びガソリン機関の指導基準は，別表(3)に定めるとおりとする。ただし，これらの施設(発電事業の用に供するものに限る。)の定格出力の合計が3,000kW未満の工場又は事業場にあっては，これらの施設の指導基準は別表(1)に定めるとおりとする。 ４．発電ボイラー及びガスタービン等の設置者は，前各項の指導基準を遵守する	〔目的〕 第１条　この要綱は，千葉県(千葉市及び船橋市を除く)内の工場又は事業場に設置されるボイラー，ガスタービン，ディーゼル機関，ガス機関及びガソリン機関に係る窒素酸化物の排出抑制を指導することにより，窒素酸化物による大気汚染の防止に資することを目的とする。 〔対象施設〕 第２条　この要綱の対象施設は，工場又は事業場に設置される大気汚染防止法施行令(昭和43年政令第329号。以下「政令」という。)別表第1の1の項のボイラーのうち発電を目的として設置されるボイラー(以下「発電ボイラー」という。)及び別表第1の29の項から32の項に掲げるばい煙発生施設(専ら非常時において用いられるものを除く。以下「ガスタービン等」という。)とする。ただし，環境の保全に関する協定書第8条の規定による環境の保全に関する細目協定書を締結した工場に設置される施設は除く。 〔指導基準〕 第３条　発電ボイラー及びガスタービン等において発生し，排出口から大気中に排出される排出物に含まれる窒素酸化物の濃度の許容限度(以下「指導基準」という。)は，別表に定めるとおりとする。 ２．発電ボイラー及びガスタービン等の設置者は，前項の指導基準を遵守するた

改正案	現　行
ために必要な対策を実施するものとする。 〔排出口の高さ等〕 第４条　発電ボイラー及びガスタービン等の設置者は，建築物の高さ及び周辺の状況等を考慮し，局所的高濃度汚染が生じないよう当該施設に係る排出口の高さの確保等に努めるものとする。 〔エネルギーの有効利用〕 第５条　発電ボイラー及びガスタービン等により生産される電力(発電事業者が売電のために発電した電力を除く。)，熱及び蒸気等のエネルギーについては，工場又は事業場内で有効利用を図るとともに，工場又は事業場間利用及び地域還元に努めるものとする。 〔報告〕 第６条　知事は，この要綱の施行に必要な限度において，発電ボイラー及びガスタービン等の設置者に対し，当該施設の使用状況，窒素酸化物濃度その他の事項の報告を求めることができるものとする。 〔転用等〕 第７条　既設の発電ボイラーを発電事業に供する施設に転用する場合は，当該転用をする日を設置の日とみなしてこの要綱の規定を適用する。 ２．専ら非常時において用いられているガスタービン，ディーゼル機関，ガス機関及びガソリン機関を常用に転用をする場合は，当該転用をする日を設置の日とみなしてこの要綱の規定を適用する。 ３．事業者が新たに発電事業者に該当することとなった場合は，その届出(電気事業法第27条の27第1項に規定する届出をいう。)の日を設置の日とみなしてこの要綱の規定を適用する。 ４．発電事業者の工場又は事業場において，ディーゼル機関，ガス機関及びガソリン機関を発電事業に供する施設として設置，若しくは転用することにより，これらの施設の定格出力の合計が3,000kW以上となる場合は，当該設置若しくは転用をする日を設置の日とみなして第3条第3項の規定を適用する。	めに必要な対策を実施するものとする。 〔排出口の高さ等〕 第４条　発電ボイラー及びガスタービン等の設置者は，建築物の高さ及び周辺の状況等を考慮し，局所的高濃度汚染が生じないよう当該施設に係る排出口の高さの確保等に努めるものとする。 〔エネルギーの有効利用〕 第５条　発電ボイラー及びガスタービン等により生産される電力，熱及び蒸気等のエネルギーについては，工場又は事業場内で有効利用を図るとともに，工場又は事業場間利用及び地域還元に努めるものとする。 〔報告〕 第６条　知事は，この要綱の施行に必要な限度において，発電ボイラー及びガスタービン等の設置者に対し，当該施設の使用状況，窒素酸化物濃度その他の事項の報告を求めることができるものとする。 〔転用〕 第７条　既設の発電ボイラーを発電事業（電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条第1項第14号に規定する発電事業をいう。）に供する施設に転用する場合は，当該転用をする日を設置の日とみなしてこの要綱の規定を適用する。 ２．専ら非常時において用いられているガスタービン，ディーゼル機関，ガス機関及びガソリン機関を常用に転用をする場合は，当該転用をする日を設置の日とみなしてこの要綱の規定を適用する。

改正案	現　行
〔製造業者等に対する指導〕 第８条　知事は，発電ボイラー及びガスタービン等の製造業者・販売業者等に対しこの要綱の円滑な施行を図るため必要な指導を行うものとする。 ２．知事は，工場又は事業場に設置されるガスタービン等以外のガスタービン，ディーゼル機関，ガス機関及びガソリン機関(これらのうち，専ら非常時において用いられるものを除く。)の製造業者・販売業者に対し，これらの機器に係る窒素酸化物の排出低減に努めるよう指導するものとする。 〔事務の委任〕 第９条　この要綱に規定する知事の指導業務のうち，政令第13条第1項に規定する政令市の長が管轄する事業場に係る指導業務，並びに政令第13条第2項に規定する指定都市の長等が管轄する工場及び事業場に係る指導業務については，当該市の長に委任する。 附則 (施行期日) １．この要綱は，平成4年4月1日から施行する。 (経過措置) ２．平成4年4月30日までに設置されたガスタービン等(設置の工事が着手されたものを含む。)に係る別表の規定の適用については，平成6年3月31日までの間は適用せず，同年4月1日から当分の間，同表((1)の表)ガスタービンの項中「20」とあり及び「30」とあるのは「60」と，同表ディーゼル機関の項中「100」とあり及び「150」とあるのは「950」と，同表ガス機関及びガソリン機関の項中「200」とあり及び「300」とあるのは「600」と読み替えるものとする。	〔製造業者等に対する指導〕 第８条　知事は，発電ボイラー及びガスタービン等の製造業者・販売業者等に対しこの要綱の円滑な施行を図るため必要な指導を行うものとする。 ２．知事は，工場又は事業場に設置されるガスタービン等以外のガスタービン，ディーゼル機関，ガス機関及びガソリン機関(専ら非常時において用いられるものを除く。)の製造業者・販売業者に対し，これらの機器に係る窒素酸化物の排出低減に努めるよう指導するものとする。 〔事務の委任〕 第９条　この要綱に規定する知事の指導業務のうち，政令第13条第1項に規定する政令市の長が管轄する事業場に係る指導業務，並びに政令第13条第2項に規定する指定都市の長等が管轄する工場及び事業場に係る指導業務については，当該市の長に委任する。 附則 (施行期日) １．この要綱は，平成4年4月1日から施行する。 (経過措置) ２．平成4年4月30日までに設置されたガスタービン等(設置の工事が着手されたものを含む。)に係る別表の規定の適用については，平成6年3月31日までの間は適用せず，同年4月1日から当分の間，同表((2)(1)以外の施設の指導基準の表)ガスタービンの項中「20」とあり及び「30」とあるのは「60」と，同表ディーゼル機関の項中「100」とあり及び「150」とあるのは「950」と，同表ガス機関及びガソリン機関の項中「200」とあり及び「300」とあるのは「600」と読み替えるものとする。

改正案	現　行
附則 （施行期日） １．この要綱は，平成8年4月1日から施行する。 ２．この要綱の規定にかかわらず，平成8年3月31日までに設置された施設（設置の工事が着手されたものを含む。）については，当分の間，従前の例とする。 附則 （施行期日） この要綱は，平成15年4月1日から施行する。 附則 （施行期日） １．この要綱は，平成28年4月1日から施行する。 ２．この要綱の規定にかかわらず，平成28年3月31日までに設置された施設（設置の工事が着手されたものを含む。）については，なお従前の例とする。 附則 （施行期日） １．この要綱は，平成30年7月1日から施行する。 ２．この要綱の規定にかかわらず，平成30年6月30日までに設置された施設（設置の工事が着手されたものを含む。）については，なお従前の例とする。	附則 （施行期日） １．この要綱は，平成8年4月1日から施行する。 ２．この要綱の規定にかかわらず，平成8年3月31日までに設置された施設（設置の工事が着手されたものを含む。）については，当分の間，従前の例とする。 附則 （施行期日） この要綱は，平成15年4月1日から施行する。 附則 （施行期日） １．この要綱は，平成28年4月1日から施行する。 ２．この要綱の規定にかかわらず，平成28年3月31日までに設置された施設（設置の工事が着手されたものを含む。）については，なお従前の例とする。

改正案

別表(第３条)

(1)

区　　域	特別地域	その他の地域
発電ボイラー	４０ppm	６０ppm
ガスタービン	２０ppm	３０ppm
ディーゼル機関	１００ppm	１５０ppm
ガス機関	２００ppm	３００ppm
ガソリン機関	２００ppm	３００ppm

(2)

定格出力(万kW)	５未満	５以上１５未満	１５以上
発電ボイラー	４０ppm	３０ppm	２０ppm
ガスタービン	２０ppm	１５ppm	１０ppm

(3)

ディーゼル機関	１００ppm
ガス機関	４０ppm
ガソリン機関	２００ppm

現　行

別表(第３条)

(1) 発電事業者（電気事業法第2条第1項第15号に規定する発電事業者をいう。）が事業に供する施設の指導基準

定格出力(万kW)	５未満	５以上１５未満	１５以上
発電ボイラー	４０ppm	３０ppm	２０ppm
ガスタービン	２０ppm	１５ppm	１０ppm

(2) (1)以外の施設の指導基準

区　　域	特別地域	その他の地域
発電ボイラー	４０ppm	６０ppm
ガスタービン	２０ppm	３０ppm
ディーゼル機関	１００ppm	１５０ppm
ガス機関	２００ppm	３００ppm
ガソリン機関	２００ppm	３００ppm

改正案	現　行
備考 １．「特別地域」とは，野田市(旧関宿町区域を除く)，流山市，柏市，松戸市，鎌ケ谷市，市川市，浦安市，習志野市，市原市，袖ケ浦市，木更津市，君津市及び富津市の13市の区域とし，「その他の地域」とは，千葉県の区域のうち特別地域以外の区域(千葉市及び船橋市の区域を除く。)とする。 ２．別表の排出基準値は，次の式により算出された窒素酸化物の濃度とする。 Ｃ＝(21－On)×Ｃs／(21－Ｏs) (1)　「Ｃ」とは，窒素酸化物の濃度(単位:ppm)をいう。 (2)　「On」とは，標準酸素濃度(単位:％)をいい，発電ボイラーはガス燃料5，液体燃料4又は固体燃料6，ガスタービンは16，ディーゼル機関は13，ガス機関及びガソリン機関は0とする。 (3)　「Ｏs」とは，排出ガス中の酸素の濃度(単位:％)をいう。 (4)　「Ｃs」とは，排出ガス中の窒素酸化物の濃度(単位:ppm)をいう。	備考 １．「特別地域」とは，野田市（旧関宿町区域を除く），流山市，柏市，松戸市，鎌ケ谷市，市川市，浦安市，習志野市，市原市，袖ケ浦市，木更津市，君津市及び富津市の13市の区域とし，「その他の地域」とは，千葉県の区域のうち特別地域以外の区域(千葉市及び船橋市の区域を除く。)とする。 ２．別表の排出基準値は，次の式により算出された窒素酸化物の濃度とする。 Ｃ＝(21－On)×Ｃs／(21－Ｏs) (1)　「Ｃ」とは，窒素酸化物の濃度(単位:ppm)をいう。 (2)　「On」とは，標準酸素濃度(単位:％)をいい，発電ボイラーはガス燃料5，液体燃料4又は固体燃料6，ガスタービンは16，ディーゼル機関は13，ガス機関及びガソリン機関は0とする。 (3)　「Ｏs」とは，排出ガス中の酸素の濃度(単位:％)をいう。 (4)　「Ｃs」とは，排出ガス中の窒素酸化物の濃度(単位:ppm)をいう。